

「法定調書を光ディスク及び磁気ディスクにより提出する場合の標準規格等の制定について（法令解釈通達）」につきまして、別紙49ページの「『給与所得の源泉徴収票：375』項番79、80、84及び85」に誤りがありますので、ご注意ください。
 訂正内容につきましては、以下をご確認ください。

○レコードの内容及び記録要領（33）【給与所得の源泉徴収票：375】

該当箇所	正	誤
79（住宅借入金等特別控除区分（1回目））	<p>なお、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第<u>16</u>項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含みます。）は、同法同条第<u>15</u>項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第<u>18</u>項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録してください。（省略）</p> <p>おって、租税特別措置法第41条第<u>20</u>項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第<u>21</u>項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録してください。複数の住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について記録してください。</p>	<p>なお、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第<u>14</u>項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含みます。）は、同法同条第<u>13</u>項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第<u>16</u>項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録してください。（同左）</p> <p>おって、租税特別措置法第41条第<u>18</u>項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第<u>19</u>項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録してください。複数の住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について記録してください。</p>

該当箇所	正	誤
80（住宅借入金等の額（1回目））	<p>租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録してください。また、住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第10項、第<u>15</u>項若しくは第<u>18</u>項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する（特定増改築等）住宅借入金等の金額を記録してください。</p>	<p>租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録してください。また、住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第10項、第<u>13</u>項若しくは第<u>16</u>項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する（特定増改築等）住宅借入金等の金額を記録してください。</p>
84（住宅借入金等特別控除区分（2回目））	<p>なお、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第<u>16</u>項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含みます。）は、同法同条第<u>15</u>項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第<u>18</u>項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録してください。 （省略） おって、租税特別措置法第41条第<u>20</u>項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第<u>21</u>項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録してください。</p>	<p>なお、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第<u>14</u>項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含みます。）は、同法同条第<u>13</u>項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第<u>16</u>項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録してください。 （同左） おって、租税特別措置法第41条第<u>18</u>項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第<u>19</u>項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録してください。</p>

該当箇所	正	誤
85 (住宅借入金等の額(2回目))	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、2回目の住借控除の適用について租税特別措置法第41条第1項、第10項、第<u>15</u>項若しくは第<u>18</u>項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項の規定により住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録してください。</p>	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、2回目の住借控除の適用について租税特別措置法第41条第1項、第10項、第<u>13</u>項若しくは第<u>16</u>項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項の規定により住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録してください。</p>